

那 霸 市 公 報

第 1 7 1 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について (建築指導課) 699
- 市道路線の区域決定に関する告示 (道路管理課) 699
- 地籍調査の実施について (地籍調査課) 701
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 701
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 703
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) 704
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課) 705

◇ 公 告 ◇

- 市民意識調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について (企画調整課) 705

◇ 消防局訓令 ◇

- 那 霸 市 消 防 訓 令 審 査 会 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 708

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 709

告 示

那覇市告示第 133 号
平成 30 年 6 月 13 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 1 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 3 廃止の年月日：平成 30 年 6 月 13 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市首里赤平町 1 丁目 4 番地の 1
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 43.50m 幅員 4.00m

那覇市告示第 135 号
平成 30 年 6 月 14 日
掲 示 済

市道路線の区域決定に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定する。

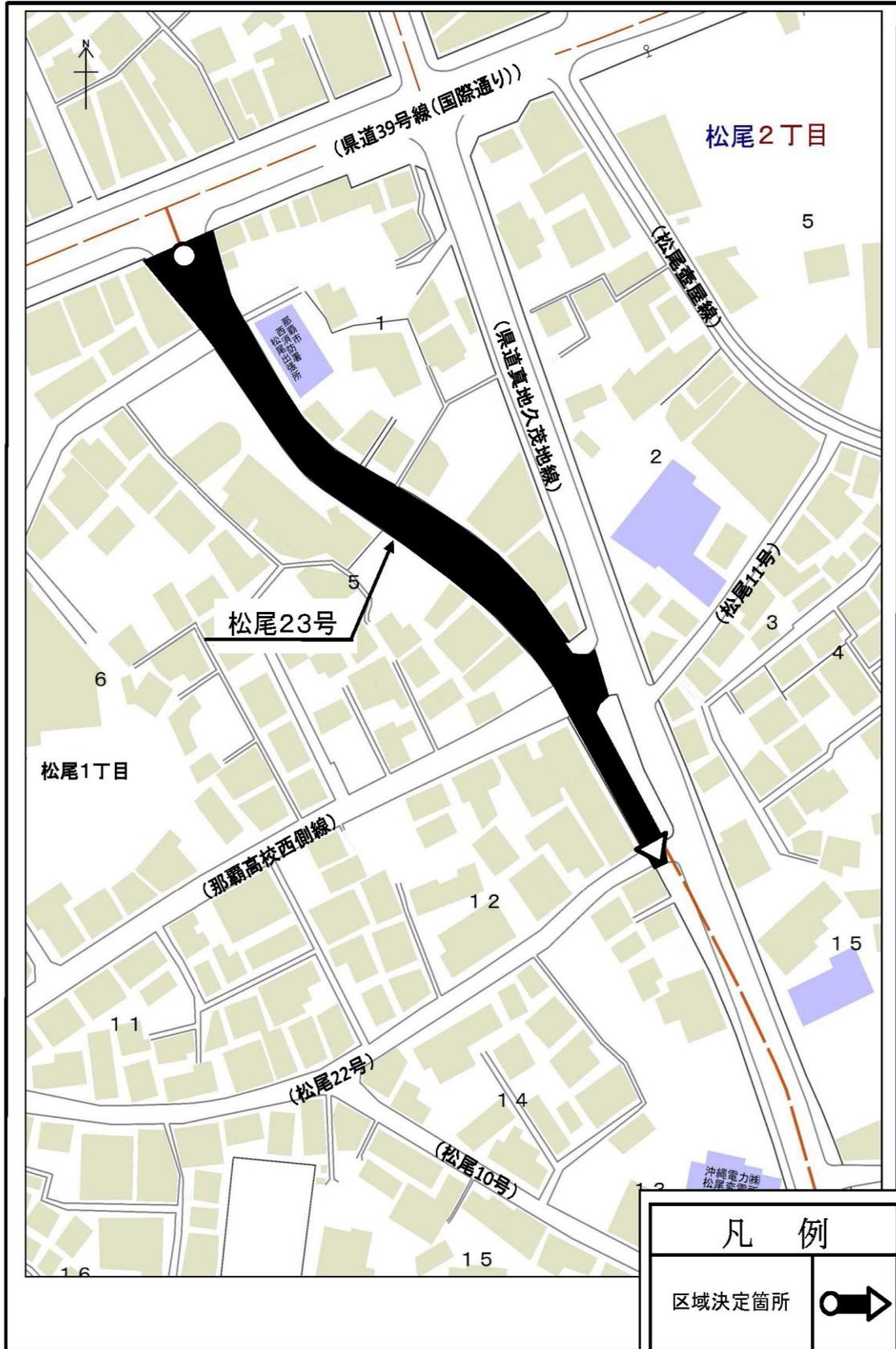
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 区域決定する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 (m)	幅員 (m)	備考
1494	松尾23号	松尾2丁目23番1 ～松尾2丁目46番3	206.6	3.9 ～19.5	

市道路線の区域決定位置図(参考図)



那 覇 市 告 示 第 142 号

平 成 30 年 6 月 21 日

掲 示 濟

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 事業計画が告示された年月日 | 平成 30 年 5 月 18 日 |
| 2 調査を実施する者の名称 | 那 覇 市 |
| 3 調 査 地 域 | 那 覇 市
(字宇栄原、宇栄原四丁目、宇栄原五丁目及び宇栄原六丁目、識名一丁目、長田一丁目、字寄宮、曙一丁目及び曙二丁目並びに港町一丁目及び港町二丁目) |
| 4 調 査 期 間 | 平成 30 年 6 月 20 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで |

那 覇 市 告 示 第 152 号

平 成 30 年 7 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
ともよせ歯科医院	友寄 泰樹	平成 30 年 4 月 1 日
那覇市田原 4 丁目 7 番地 3		
心のクリニック 語り学び	小渡 陽順	平成 30 年 5 月 31 日
那覇市首里儀保町 1 丁目 24 番地 3 階		
ぴいぷる第 2 薬局	琉球クオール株式会社	平成 30 年 5 月 1 日
那覇市小禄 1 丁目 1 番 43 号		
さんご薬局	有限会社 成和興産	平成 30 年 5 月 1 日
那覇市小禄 2 丁目 2 番地 18		
薬志堂薬局 小禄南店	有限会社 薬志堂	平成 30 年 5 月 1 日
那覇市小禄 4 丁目 1 番地 11 101		
島袋整形外科	医療法人十月会	平成 30 年 5 月 1 日
那覇市真嘉比三丁目 6 番 14 号		
とまり薬局	神山 朝喜	平成 30 年 5 月 1 日
那覇市泊 1 丁目 11 番地 7		
たくし薬局	株式会社 大賀薬局	平成 30 年 5 月 1 日
那覇市長田 1 丁目 24 番 26 号		

那覇市告示第 153 号

平成 30 年 7 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
ともよせ歯科医院	友寄 喜樹	平成 30 年 4 月 1 日
那覇市田原 4 丁目 7 番地 3		
島袋整形外科	島袋 博之	平成 30 年 5 月 1 日
那覇市真嘉比 3 丁目 6 番 14 号		
とまり薬局	神山 朝喜	平成 30 年 4 月 30 日
那覇市泊 1 丁目 11 番地 5		
たくし薬局	安座間 ヤス子	平成 30 年 4 月 30 日
那覇市長田 1 丁目 24 番 26 号		

那 覇 市 告 示 第 154 号

平成 30 年 7 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
寺島 広毅	はり・きゅう あん摩・マッサージ	平成 30 年 5 月 1 日
琉球治療院	那覇市銘苅 2 丁目 11 番 19 号 グローバルサイト新都心 201	
嘉手苅 親	はり・きゅう	平成 30 年 5 月 1 日
琉球治療院	那覇市銘苅 2 丁目 11 番 19 号 グローバルサイト新都心 201	
與那覇 尋仁	柔道整復	平成 30 年 5 月 16 日
ライフ金城整骨院	那覇市田原 1 丁目 17 番地 8 サンステージ田原 101	

那覇市告示第 155 号

平成 30 年 7 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃 止 年 月 日
	施 術 所 所 在 地	
泰川 美穂	ライフ金城整骨院	平成 30 年 4 月 30 日
	那覇市田原 1 丁目 17 番地 8	

公 告

那覇市公告第 139 号

平成 30 年 7 月 2 日

市民意識調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成30年度那覇市民意識調査業務委託
- (2) 履行場所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所6階 企画調整課
- (3) 契約内容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成30年7月下旬
- (5) 履行期間 契約締結日から平成31年2月28日まで
- (6) 予 算 額 金3,068,000円 (消費税込)
- (7) 最低制限価格 設定しない

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができない。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(以下「能力のない者」という。)及び破産者で復権を得ない者でないこと。能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でない者。
- (7) 過去5か年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体とその種類をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。なお、受注後に本調査業務を行う実務担当者においても、同様の実績を有することを条件とする。
- (8) 那覇市内に本店、支店又は営業所を有している者。

3 入札参加資格の確認申請

入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)に必要な書類を添えて、持参により提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料等を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (1) 提出期限 平成30年7月9日(月) 午後5時まで
(平日午前9時～午後5時 ※ただし、正午～午後1時を除く)
- (2) 提出書類 「申請書」、「資料」及び添付書類
※ホームページよりダウンロード(別紙「提出書類」参照)
- (3) 提出場所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎6階 企画調整課

(4) 入札参加資格の確認結果

平成30年7月13日(金)午後5時までに、申請者に対し入札参加資格確認結果を通知する。認定を受けた者に限り入札に参加可とする。

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月19日(木)午後2時

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎6階 601会議室

※入札説明会に参加しない者は入札に参加できません。

※本庁舎の駐車場は有料です。割引券の発行は致しかねますので、公共交通機関をご利用ください。

※照会のため会社名・メールアドレスを確認できる名刺等を提出してください。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月26日(木)午後2時

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎6階 601会議室

※紙による入札手続きを行う。なお、郵送による入札は認めない。

※入札参加者が一人の場合でも入札は有効とする。

6 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第4号の規定に基づき免除する。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 その他

(1) 入札参加者は、仕様書及び入札説明書等を熟読し、これを遵守すること。

(2) 仕様書、入札説明書、様式等については那覇市企画調整課ホームページに掲載する。

那覇市ホームページ → 新着情報(お知らせ) → 市民意識調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

9 お問い合わせ

那覇市企画財務部企画調整課企画調整2グループ 担当 阿波根

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9937 FAX 098-862-4263

消防局訓令

那覇市消防局訓令第5号
平成30年6月6日
公 表 済

那覇市消防訓令審査会規程の一部を、別紙のとおり改正する。

那 覇 市 消 防 局
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防訓令審査会規程の一部を改正する訓令

那覇市消防訓令審査会規程(平成21年消防本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 審査会は、会長、副会長及び委員<u>13人</u>で組織する。</p> <p>2 会長に総務課長を、副会長に総務課副参事をもって充てる。</p> <p>3 委員は、<u>職員のうちから消防局長が任命する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。</p>	<p>(組織の構成)</p> <p>第3条 審査会は、会長、副会長及び委員で組織する。</p> <p>2 会長に総務課長を、副会長に総務課総務係主幹を充てる。</p> <p>3 委員に、<u>総務課総務係主幹を除く各課主幹及び両署消防係主幹をもって充てるものとし、審査の内容に応じて、会長が認めた者をオブザーバーとして加えることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分が無い場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則
この規程は、平成30年7月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 12 号
平成 30 年 6 月 12 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
459	桑江設備	浦添市西原 1 丁目 11 番 15 広栄荘 101 号室	桑江 佳克	平成 30 年 6 月 11 日

